

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 における協議について

本地区の合併協議は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の1市3町でスタートし、その後、西方町が加入しても協議内容に変更の必要性は生じなかったこと、また、既に住民説明会において、合併協定項目の調整方針や合併市町村基本計画の案を説明し、住民の理解を得ていることから、1市4町栃木地区合併協議会で確認されている内容をもとに、西方町に関する記述の削除や「1市4町」を「1市3町」に読み替えるなどし、合併協定項目の調整や合併市町村基本計画の策定を行うこととしました。

このような考え方により、9月16日、10月7日の合併協議会において全ての合併協定項目が確認されました。主な協定項目の調整方針は次のとおりです。

合併の方式

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

合併の期日

合併の期日は、平成22年（西暦2010年）3月29日とする。

新市の名称

新市の名称は、「栃木市」とする。

事務組織及び機構の取扱い

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。
- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

地域自治制度の取扱い（抜粋）

地域自治制度の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。

新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。
- 2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。
- 3 将来の新庁舎については、住民の利便性や財政状況などを総合的に勘案して、新市において検討する。

議会の議員の定数及び任期の取扱い（抜粋）

- 1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、31人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるものとする。各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。
- 3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

その他の協定項目に関することは、次号以降、具体的な新市の制度としてお知らせしていきます。